

でんさい®の 基本的な仕組み

2022年1月

「でんさい®」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

でんさいとは（でんさいの特長）

1. 手形と同様の利用方法を採用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、現行の手形と同様の利用方法を採用
- 手形の取引処分制度と類似の制度を整備

2. 取引金融機関を通じてサービスを利用

- 取引金融機関のインターネットバンキング（I B）・窓口で利用可能
- 既存口座から決済資金の引落・入金が可能（別口座での管理不要）

3. 全国の金融機関で利用可能

- 全国の銀行・信用金庫・信用組合等で利用が可能
- 相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・
郵送料等を削減

2. 事務負担軽減

手形への記入・押印、
取立依頼等の事務負担を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、
盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能※
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関で取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。

メリット(①コスト削減：支払企業)

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関毎に設定されている (数百円の例が多い)
	手形印紙税:非課税～20万円	－(不要)
	手形郵送料:519円(一般書留) ※追加保証料:5万円ごとに21円	－(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料(法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

メリット(①コスト削減：受取企業)

	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 ※金融機関毎に設定されている (無料～数百円の例が多い)
	領収書印紙税：非課税～20万円	－(不要)
	領収書郵送料：404円(簡易書留)	－(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料(法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

Point

「でんさい」に記録された決済結果で支払を確認できるため、当事者間の合意で領収書を不要にできます。また、領収書を発行する場合も、でんさい支払であることを記入すれば非課税になります。

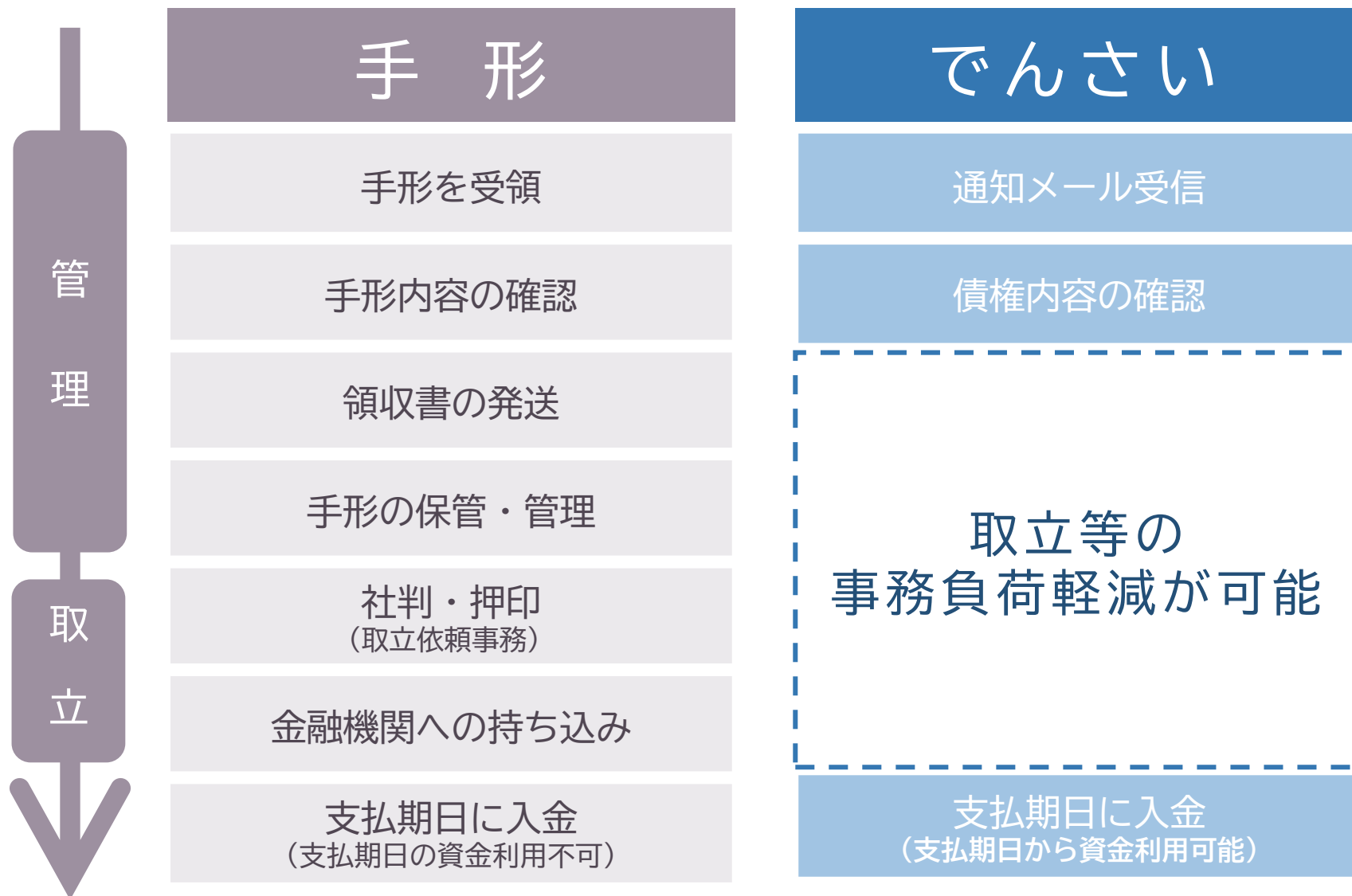
メリット(②事務負荷軽減：支払企業)

支払企業の事務の流れ



メリット(②事務負担軽減：受取企業)

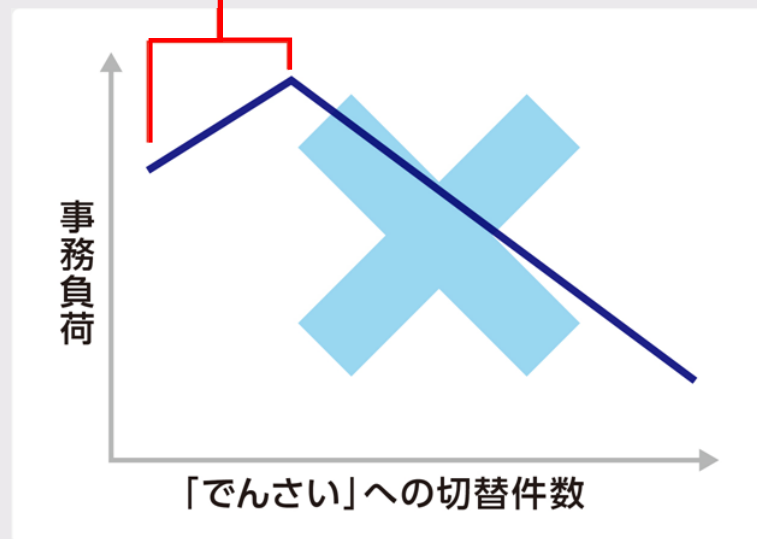
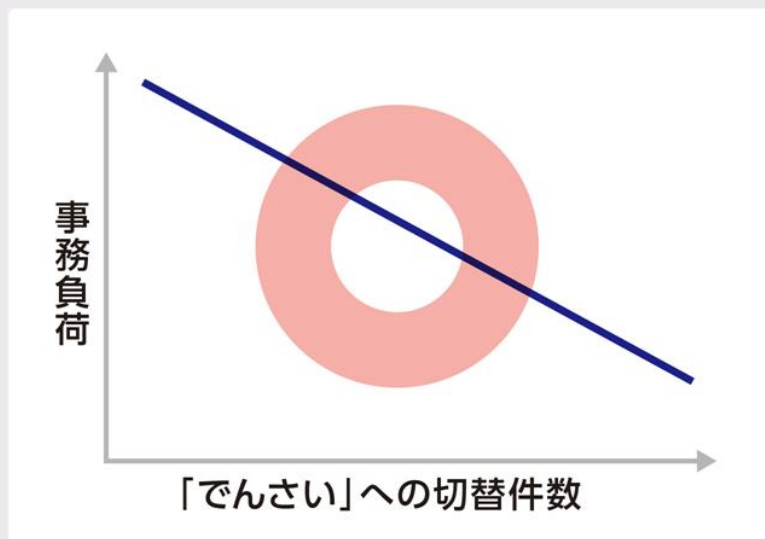
受取企業の事務の流れ



メリット(②事務負担軽減)

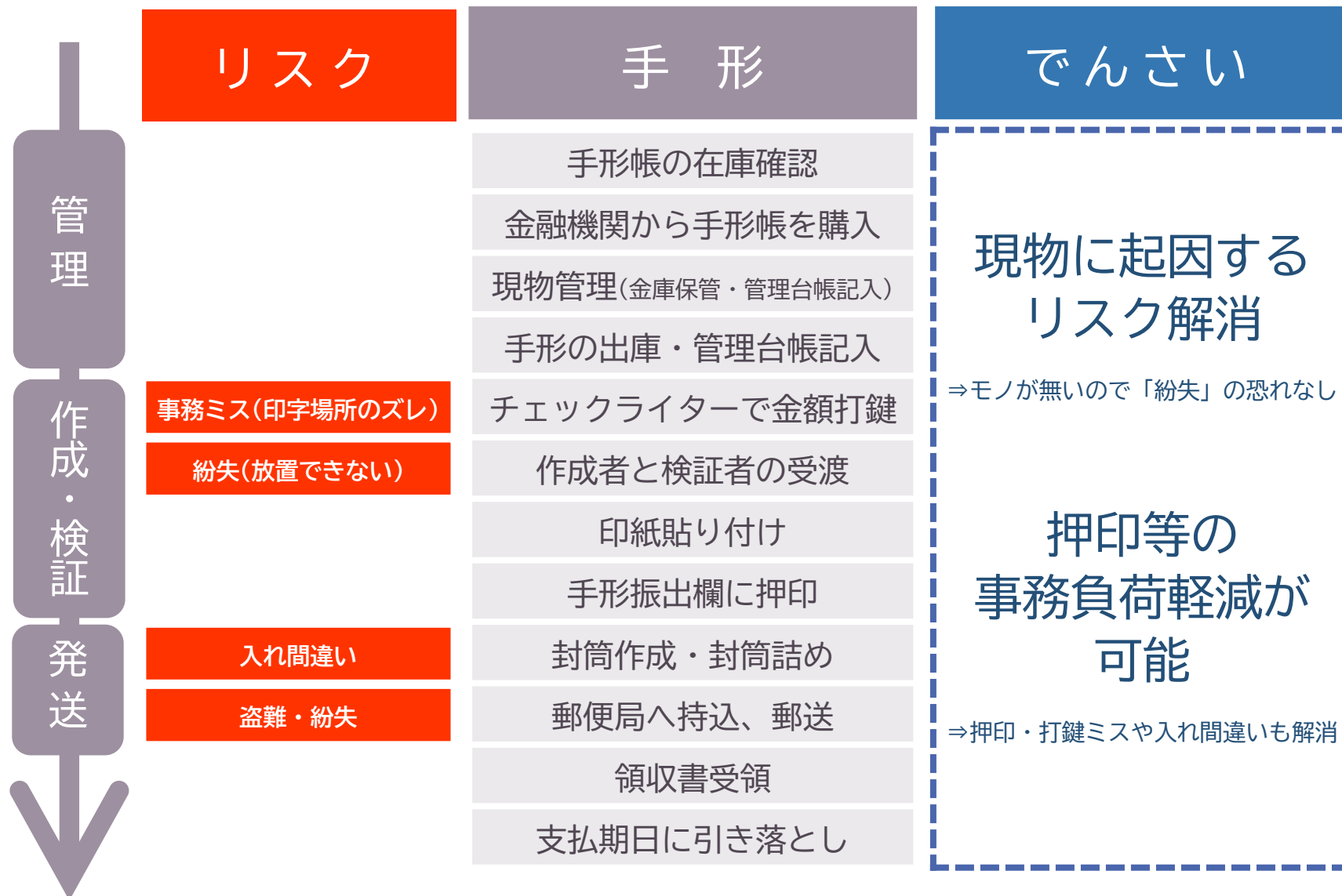
- 「でんさい」と「手形」の取引(支払・受取)が併存した場合であっても、トータルの事務負担は軽減されます。

手形と比べ事務負担が大幅に軽減されるため
一部切替でも事務負担は増加しない



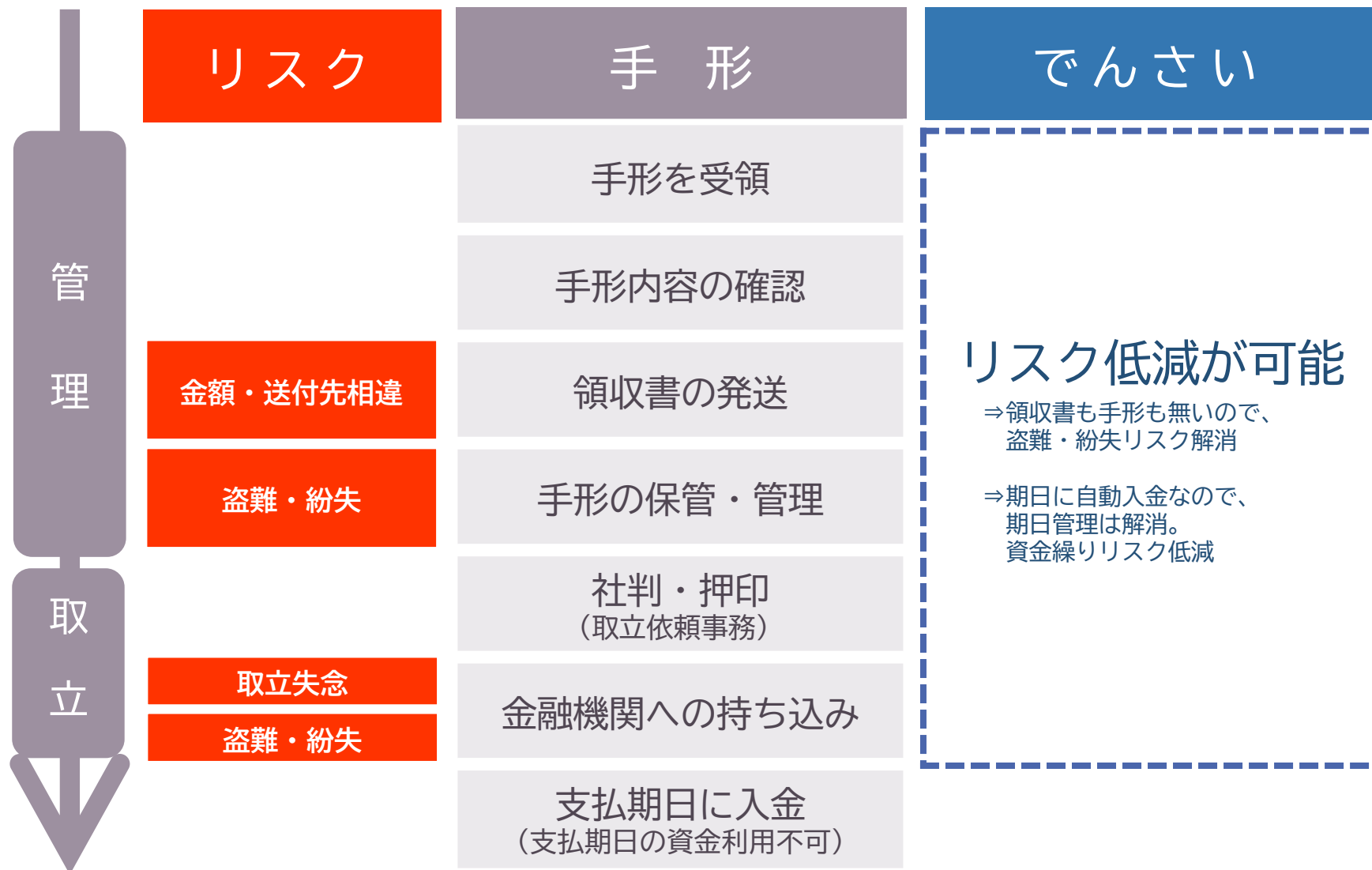
メリット(③リスク低減：支払企業)

支払企業の事務の流れ



メリット(③リスク低減：受取企業)

受取企業の事務の流れ



でんさいの安全対策

制度面	・金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 ・詐欺等が生じた場合に、記録された取引内容から相手先や流通経路を追跡可能。
運用面	・「でんさい」を振出(発生)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定の期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 ・「でんさい」の振出(発生)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	・公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	・災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※お客様におけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要です。

Point

でんさいは、取引先・金融機関・郵便局等に行かずに、
テレワークでも利用が可能です。

- 支払期日に入金が完了しますので、入金時点から資金利用が可能です。
- 支払期日前に割引・担保として活用することが可能です。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。
- 必要な資金の分だけ分割して資金化することが可能です。

例) 資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡記録(割引)するケース



【お客様】

【でんさい情報(親債権)】

・記録番号: 001.....
・債権金額: 7,000,000円
⇒ 4,000,000円
・支払期日: 20XX年10月31日
・債務者情報: X社
・債権者情報: A社(お客様)

取引金融機関への分割・譲渡記録により、
債権金額が700万円から400万円に



新たに記録番号が採番され、300万円の
債権として取引金融機関に譲渡され資金化(割引)

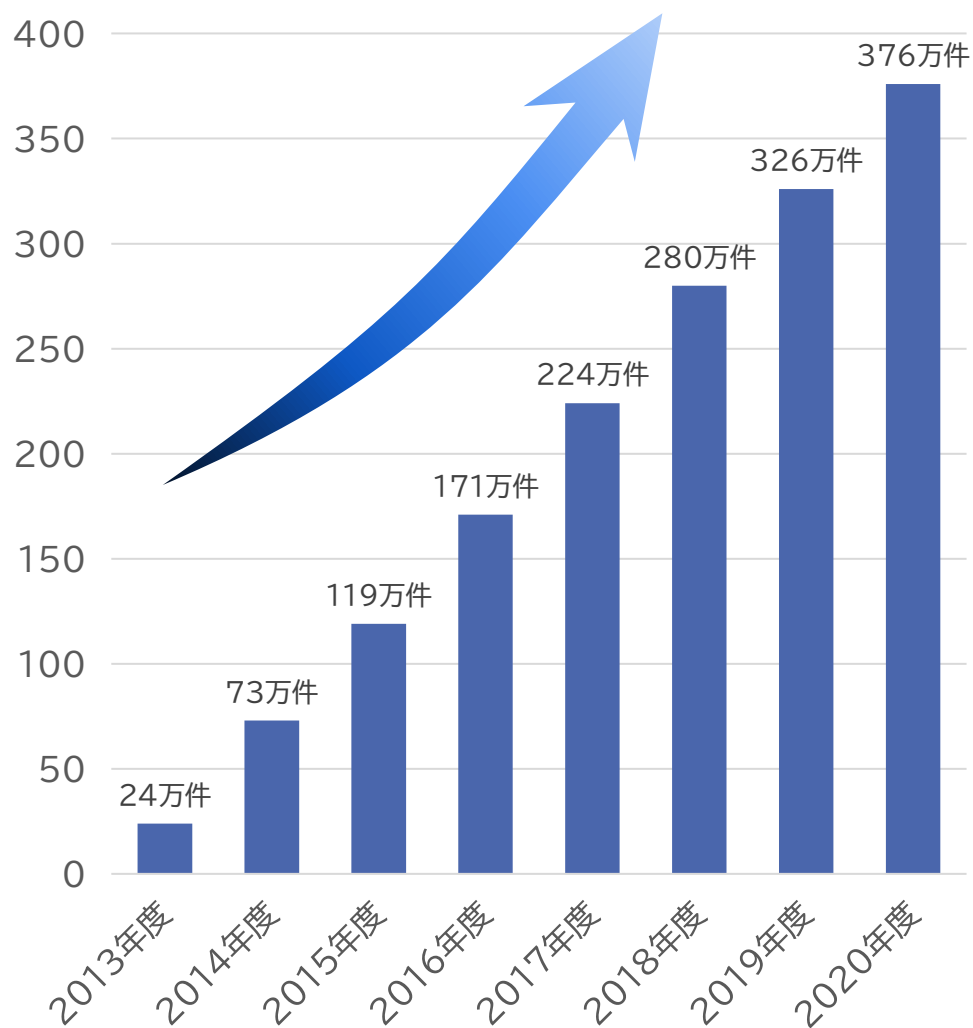
【でんさい情報(子債権)】

・記録番号: 002.....
・債権金額: 3,000,000円
・支払期日: 20XX年10月31日
・債務者情報: X社
・債権者情報: 取引金融機関
・保証人情報: A社(お客様)



【取引金融機関】

でんさいの発生記録請求件数(単位：万件)の推移

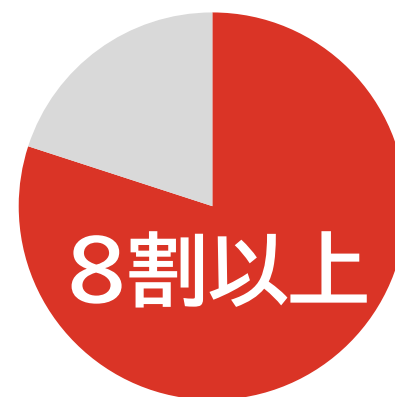


手形利用者の意向調査

ちなみに

「手形をやめたい」

と答えた企業は



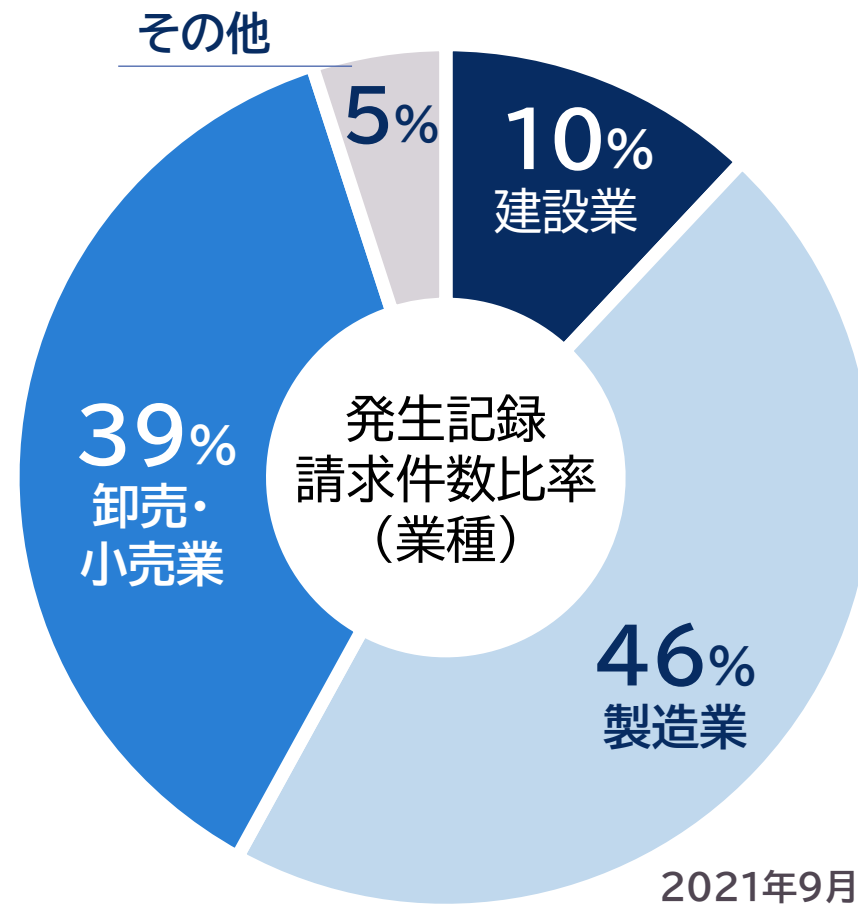
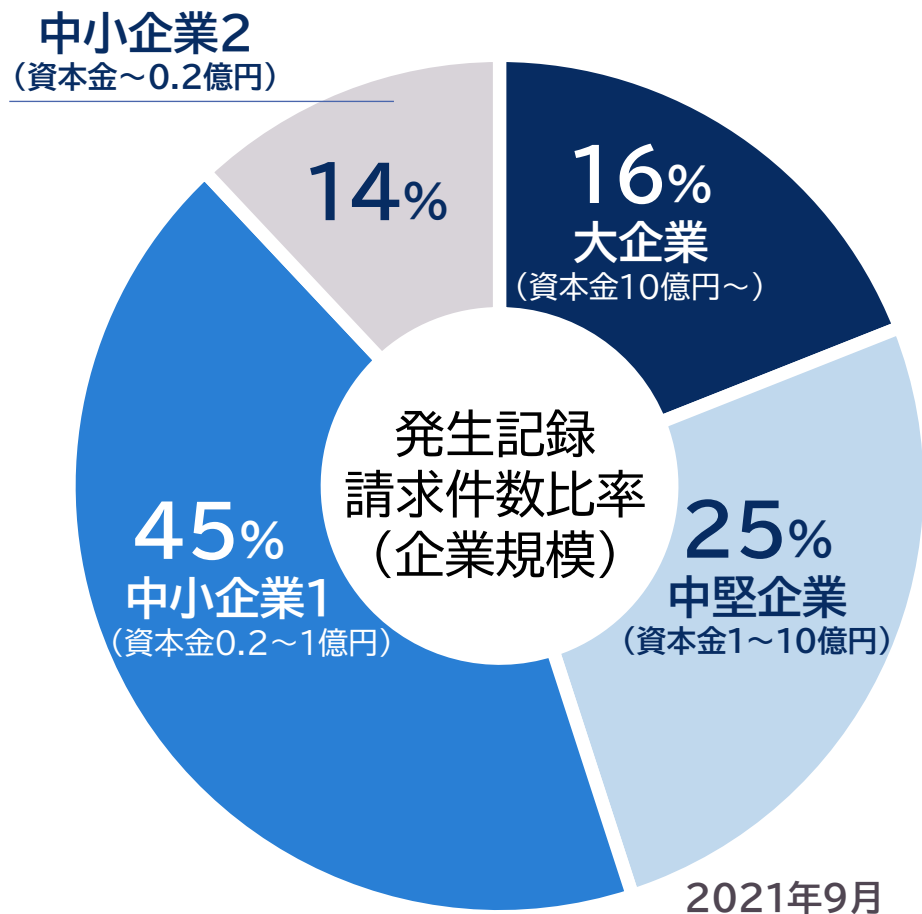
企業の約8割が手形をやめたいという意向調査結果があります。

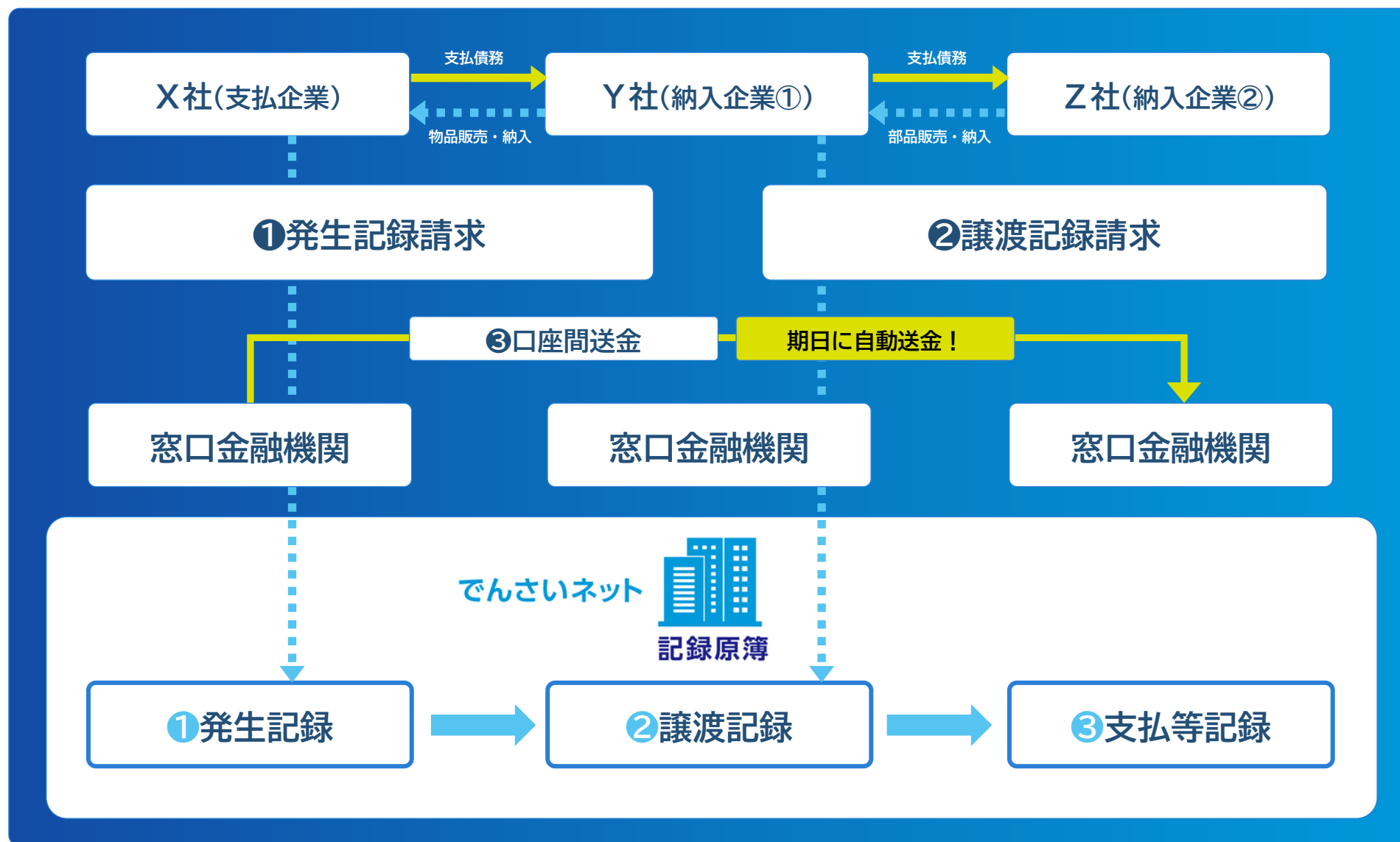
多くの企業が手形から「でんさい」等電子的な手段へと切替を考えているのです。

(手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書から抜粋、
2018年12月、全国銀行協会)

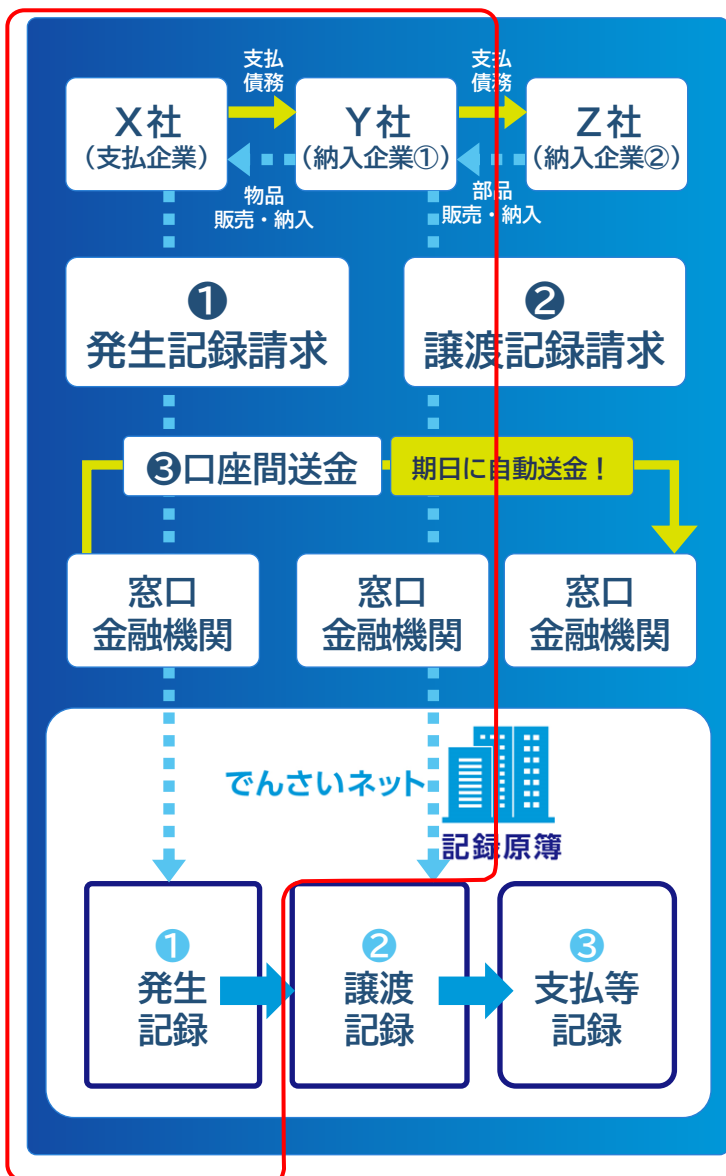
3 普及状況(企業規模・業種別)

企業規模・業種別の比率





取引方法(①発生記録請求(手形振出に相当))



(債務者請求方式)

支払企業/X社 (債務者)

インターネットバンキング等を利用して、支払情報(債権金額・支払期日等)を入力(請求)。

事務負荷を平準化するため、発生記録日(振出日)の1か月前から予約請求が可能(予約期間中は取消可能)。

納入企業①/Y社 (債権者)

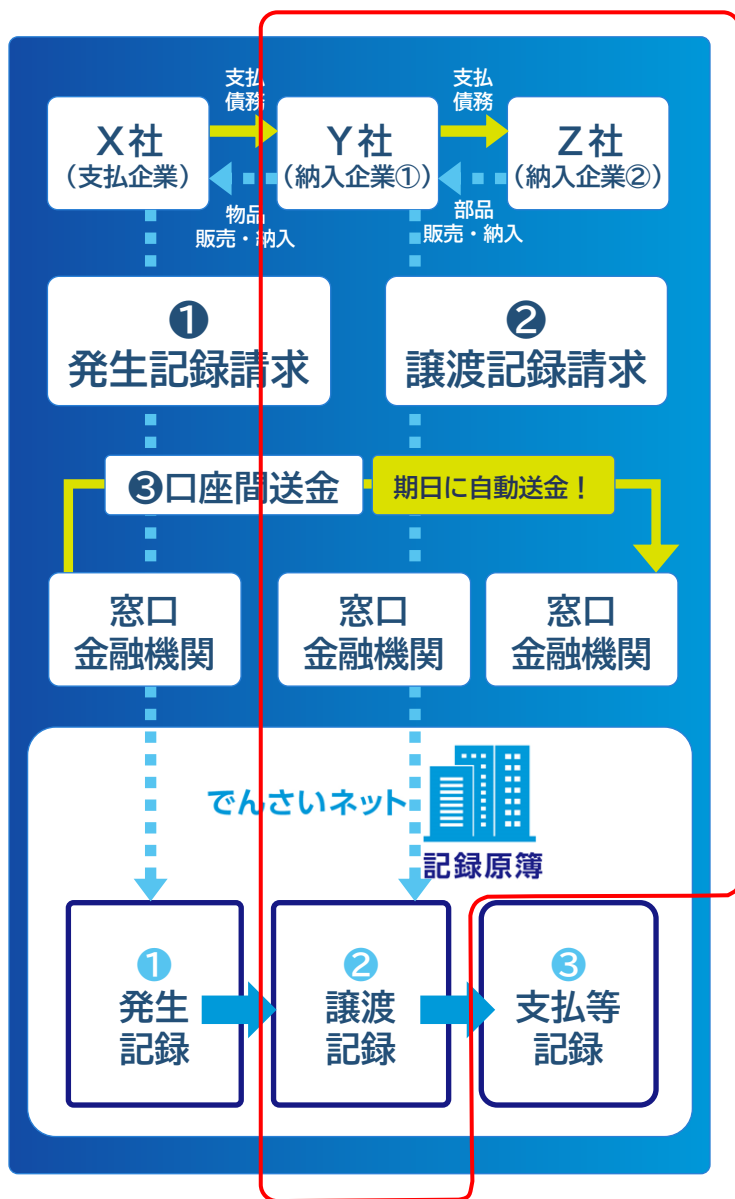
発生記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等を利用して「でんさい」の内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
手形金額	債権金額	1万円以上100億円未満(日本円のみ)
振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の7営業日後から10年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報

「でんさい」には、納入企業(債権者)が発生記録請求を行い、支払企業(債務者)の承諾を得る「債権者請求方式」もあります。

取引方法(②譲渡記録請求(手形裏書譲渡に相当))



納入企業①/ Y社 (譲渡人)

インターネットバンキング等を利用して、
譲渡情報(譲渡日・譲渡先情報等)を入力(請求)。

Point 必要な金額を分割して譲渡することが可能
(手形の分割振出が不要になる)。

譲渡記録には、譲渡人の保証がセットされる。
(支払遅滞が生じた場合に遡求義務を負う)。

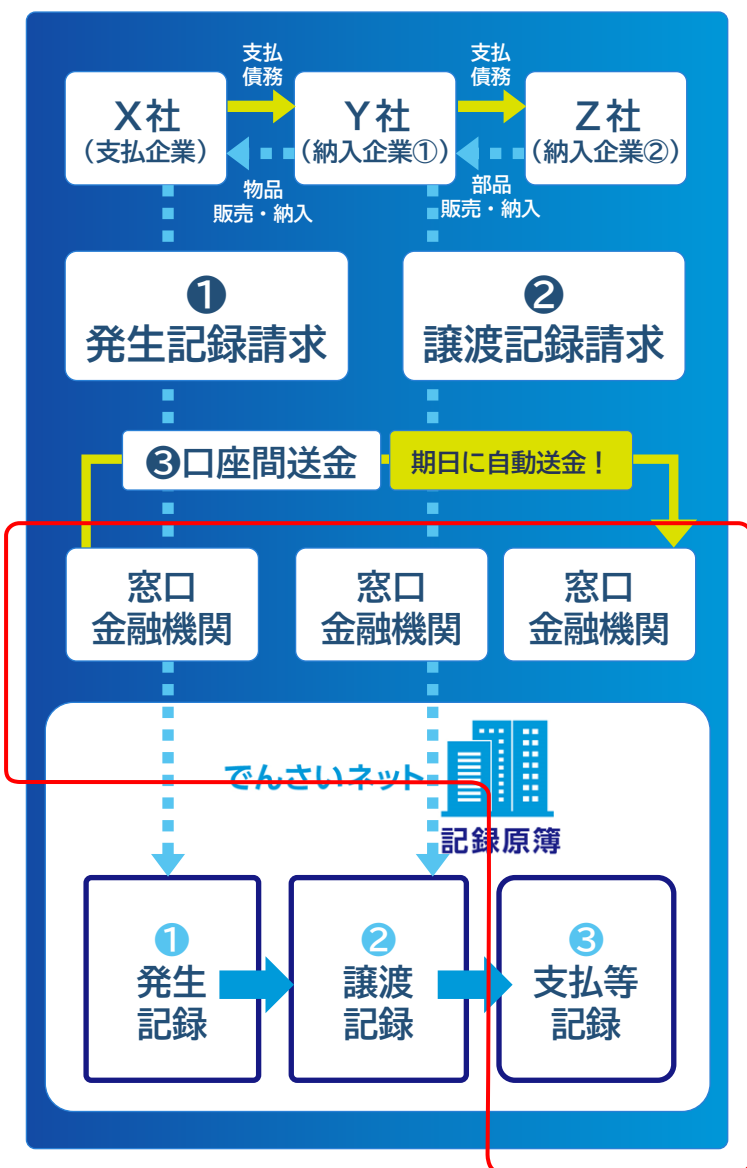
納入企業②/ Z社 (譲受人)

譲渡記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等
を利用して「でんさい」の譲受内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
裏書日	譲渡記録日	支払期日の7営業日前以前の日
裏書人	譲渡人情報	利用者番号、決済口座情報 ※譲渡人と保証人は同一人
	保証人情報	
被裏書人	譲受人情報	利用者番号、決済口座情報
—	分割金額	分割する金額(分割譲渡する際に入力)

取引方法(③口座間決済(手形取立に相当))



支払企業/X社 (債務者)

支払期日までに決済口座に決済資金を準備(入金)。

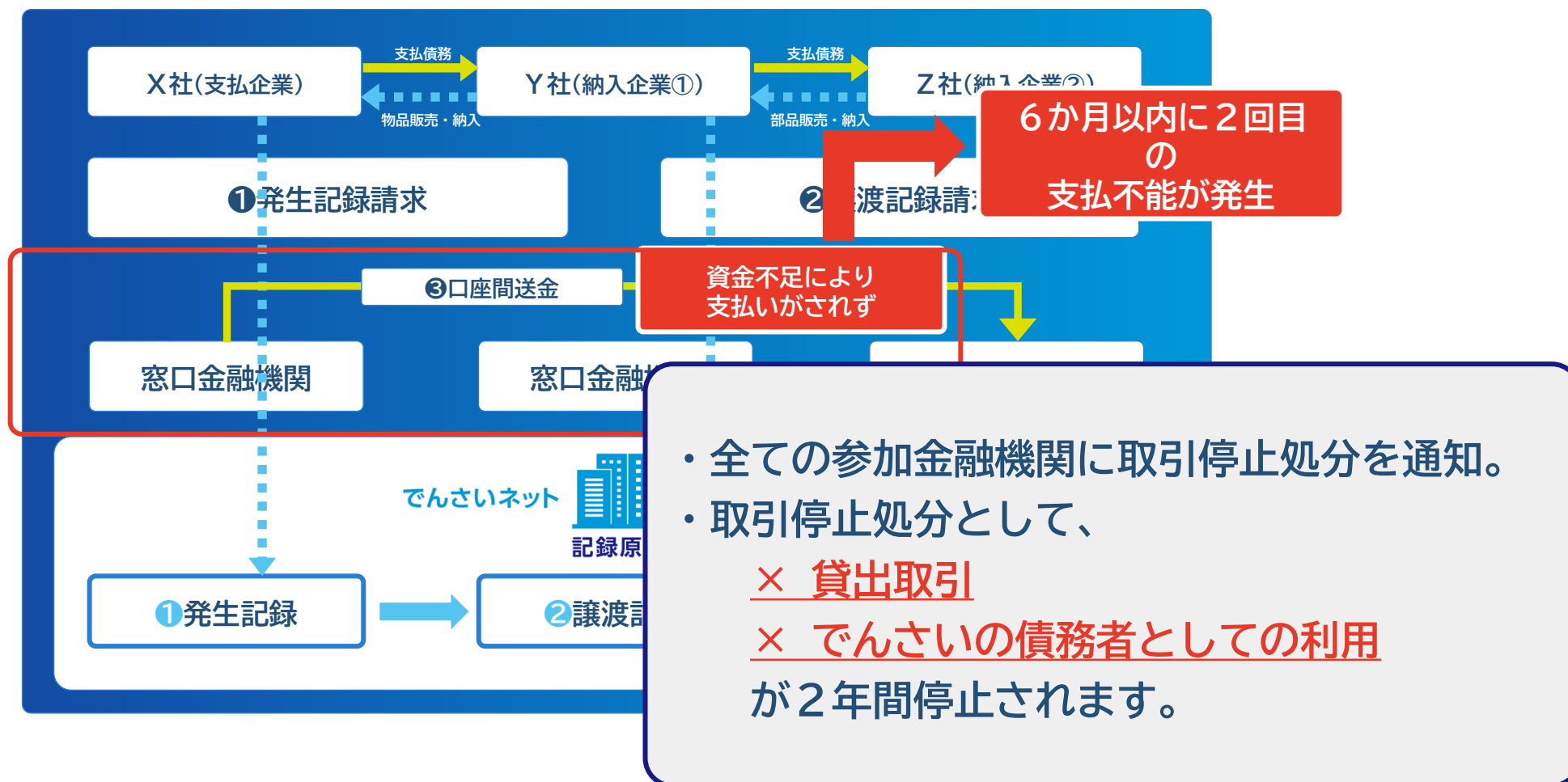
納入企業②/Z社 (譲受人/債権者)

決済口座に「でんさい」の決済資金が入金されていることを確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払金額	支払金額(債権金額)
—	支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	被支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	債務消滅原因	口座間送金決済

支払不能処分制度



※支払不能が生じた旨は、支払期日の3営業日後に通知されます。

(支払期日に口座間送金決済がされなかった時点(支払不能通知前)で、支払履行遅滞となります。)

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取り引金融機関に届け出ないと、支払不能となります。

- でんさいの発生・譲渡時には、請求者Ref.Noとして、任意の英数字（40桁）を入力することが可能です。
- 請求書番号などを入力することで、何の支払であるかの確認が容易になります。

〈債務者（支払企業）から債権者（受取企業）へ送るでんさい情報のイメージ〉



X社
(債務者)

債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字（任意） →請求書番号などを入力

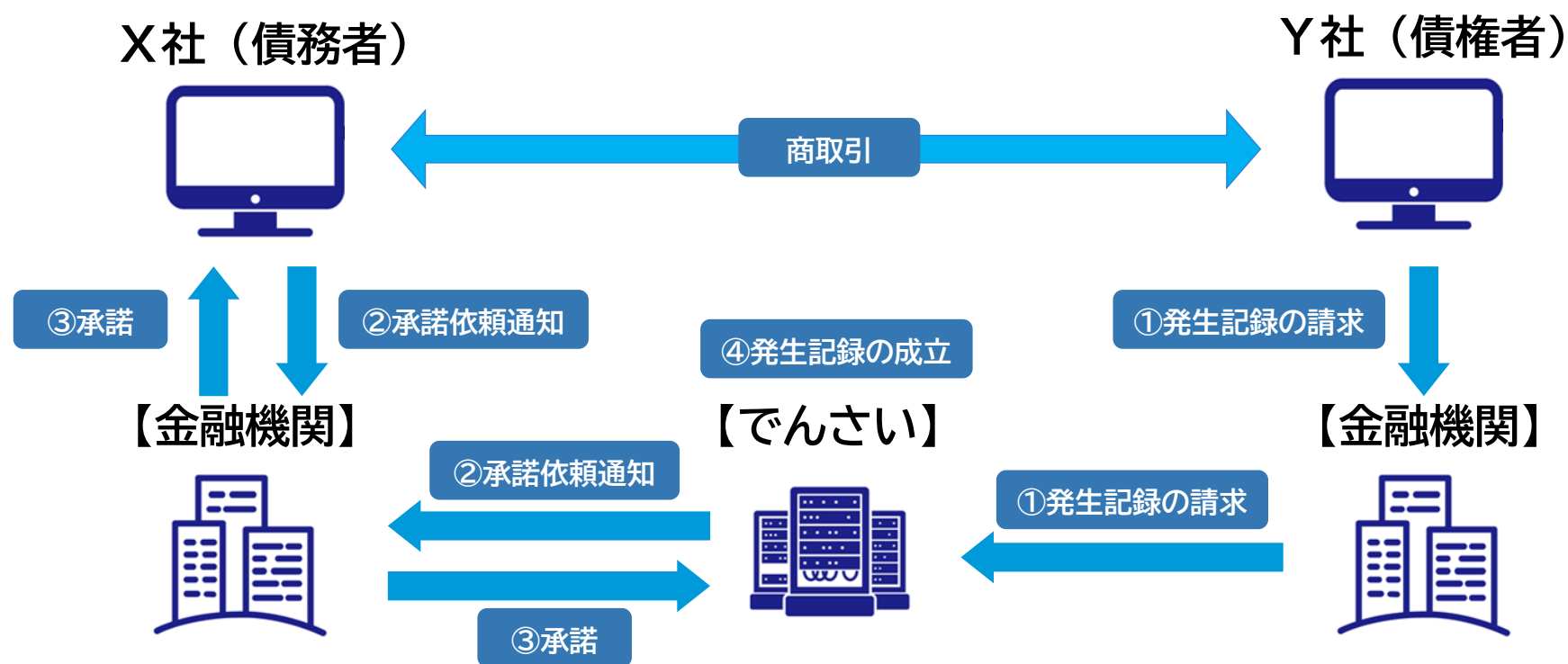


Y社
(債権者)

- ・ Y社（債権者）は、請求書番号が付随していることで、消込が効率化できます。
また、複数の商取引（請求書）を1つのでんさいで発生させた場合でも消込に迷いません。
- ・ X社（債務者）も、どの商取引の支払かあとから簡単に確認できます。

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録請求を、債権者が請求し、債務者が承諾する方式です。

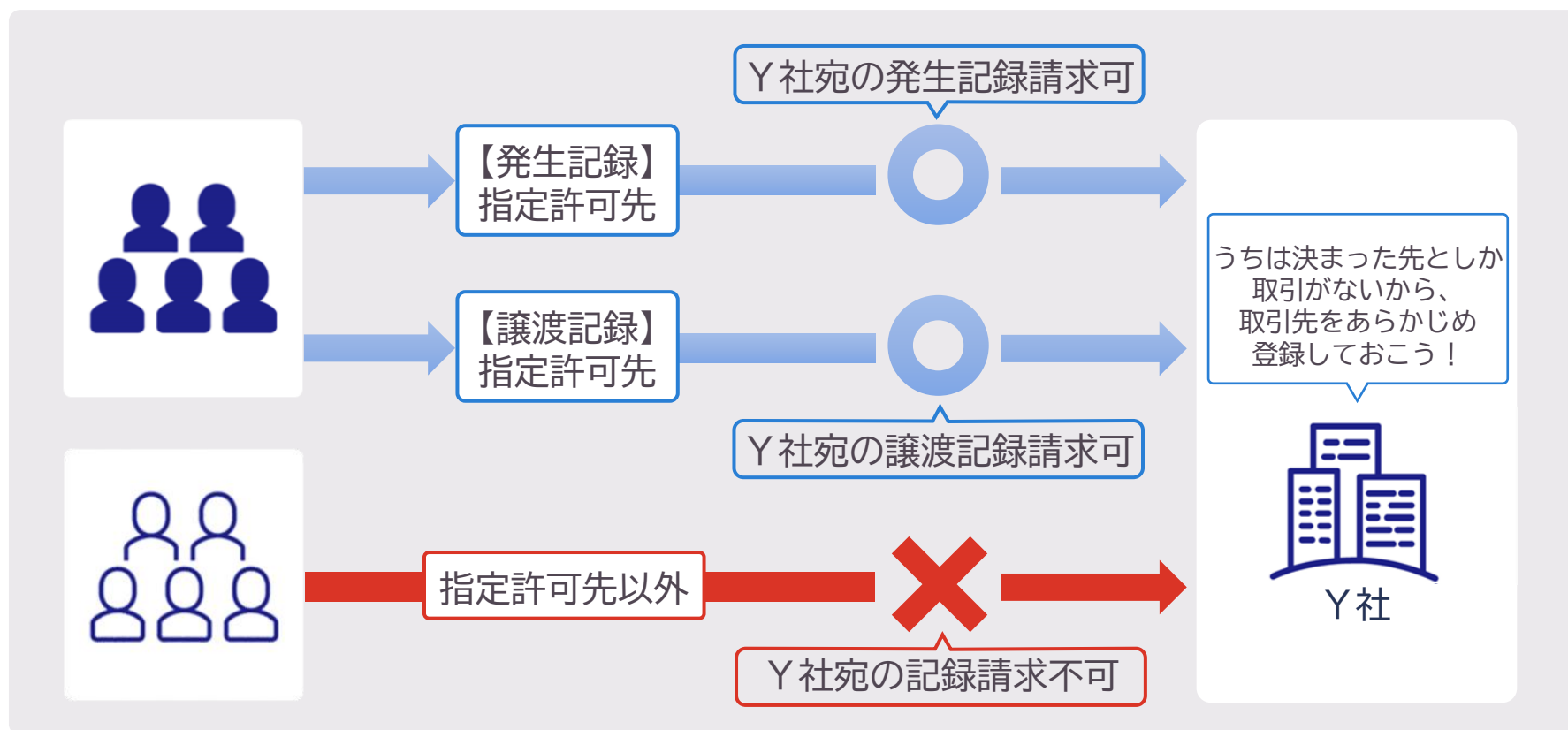
〈債権者請求方式の取引イメージ〉



否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- ・ 支払企業（X社、債務者）は、でんさいの発生忘れの防止ができます。
- ・ 受取企業（Y社、債権者）は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなります。

- 記録請求を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。この機能により、取引先以外からの誤請求を防止することができます。



※金融機関により取扱可否が異なります。利用にあたっては、事前に「指定許可先」を登録しておく必要があります。

利活用(期日振込との比較・小切手の切替先)

〈期日振込とでんさいの比較〉[対応例(9月分の請求金額の資金決済を11月末に行う場合)]



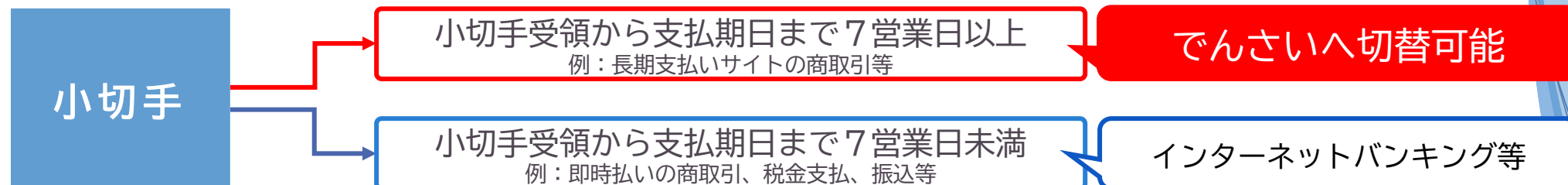
※振込予約可能期間は金融機関によって異なります。

支払期日の7営業日前までに発生記録請求を行う必要があります。

受取企業で、でんさい入金に係る手数料が生じる場合(金融機関によって異なります)があります。

- ・支払企業は、早期処理(業務効率化)が可能です。
- ・受取企業は、支払内容の確認と早期資金化が可能です。

〈小切手の切替先〉



株式会社〇〇社 様

【利 用 者 番 号】 1 2 3 4 5 6 7 8 9

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク



貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。

なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記録されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日

2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座

A銀行B支店

当座 0011223

注 一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残 高

(1)債権残高	件数合計	2件
	残高合計	300,000,000円
(2)債務残高	件数合計	1件
	残高合計	200,000,000円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	100,000,000円
(4)特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	50,000,000円
(5)求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	0円

以 上

■ 「残高証明書」を利用することで、**基準日の残高確認が容易**となります。

■ 「残高証明書」には、基準日時点でお客様が債権者・債務者等として記録されている**「でんさい」の合計件数・金額等**を掲載しています。

※手形の場合、振出分について手形帳の控えを集計し、受取分については取立手形の残高証明書を取得する必要があります。